

2009～2014年度

藤沢市地域福祉計画

「あなたが主役、

あたらしい藤沢の地域福祉」



はじめに

携帯電話やインターネットなどの情報通信技術の進展、並びに少子化による人口減少時代を迎え、人々の生活様式は多様化するとともに、地域住民の社会的なつながりが薄れてきています。

障害の有無や年齢・性別等にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、法や制度、福祉サービスだけでは十分とは言えません。公的サービスとあわせて、地域住民自らが相互につながりを持ち、思いやりを持って共に支えあい、助けあうことが大切です。



こうしたことから、本市では、2004年に計画期間を5年間とする「藤沢市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

このたび、この計画期間の終了に伴い、時代の変化に適合する新しい計画を策定いたしました。

本市では、市内13地区にある市民センター・公民館を拠点として、地域交流・生涯学習・地域社会づくりなどの市民活動が活発に行われています。

こうした「市民力」「地域力」による市民活動を一層充実させ、地域福祉活動の輪を広げるため、市民と行政、また福祉に関係するすべての人・団体が連携し、協力して地域福祉を推進する必要があります。

「一生住み続けたい湘南藤沢」の実現に向け、本計画に基づき、地域が人を支え、福祉が人と人を結ぶ、藤沢らしい福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、熱心にご議論くださいました藤沢市地域福祉計画推進委員の皆さまに、心からの感謝を申し上げます。

平成21年3月

藤沢市長 海老根 靖典

【目 次】

第1章 計画の目的と位置づけ

- 1. 計画の目的 1
- 2. 計画の期間 2
- 3. 計画の位置づけと関連計画 3

第2章 地域福祉の必要性

- 1. 社会情勢の変化と福祉制度の変遷 4
- 2. 地域福祉の必要性 5

第3章 本市の現状と課題

- 1. 本市の現状 6
- 2. 本市の課題 13

第4章 本市の方向性と取り組み

- 1. 地域福祉の推進に向けた今後の方向性 16
- 2. 本市の具体的取り組み 18

第5章 計画の進行管理と推進委員会の役割

- 1. 計画の進行管理と推進委員会の役割 21

資料編

- 1. 藤沢市地域福祉計画骨子案に関するパブリックコメントの実施結果
- 2. アンケート概要
- 3. 地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 4. 藤沢市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第 1 章 計画の目的と位置づけ

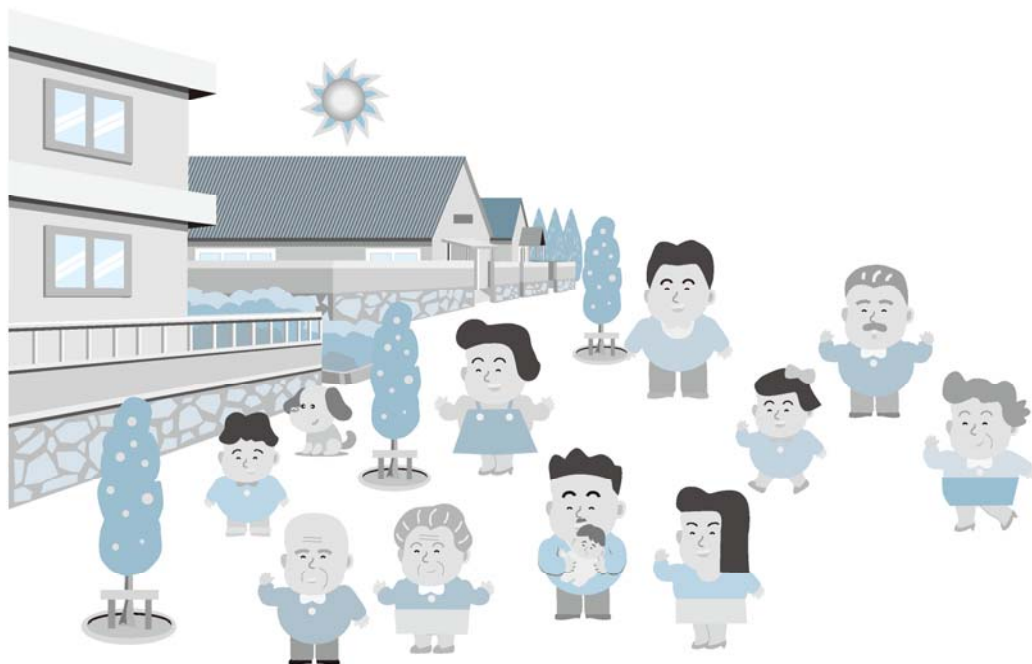
地域福祉計画ってなんだろう！

1. 計画の目的

近年、少子高齢化や深刻な不況、いじめや家庭内における虐待、孤独死など地域社会を取りまく環境は大変厳しい状況となっています。

このような中、少しでも安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくためには、法制度による支援だけでは困難であり、住民相互による支えあいや助けあいが不可欠となります。

地域福祉計画*1は、「社会福祉法」に基づき策定するもので、地域における支えあいや助けあう力を築くための方向性を明らかにしたものです。



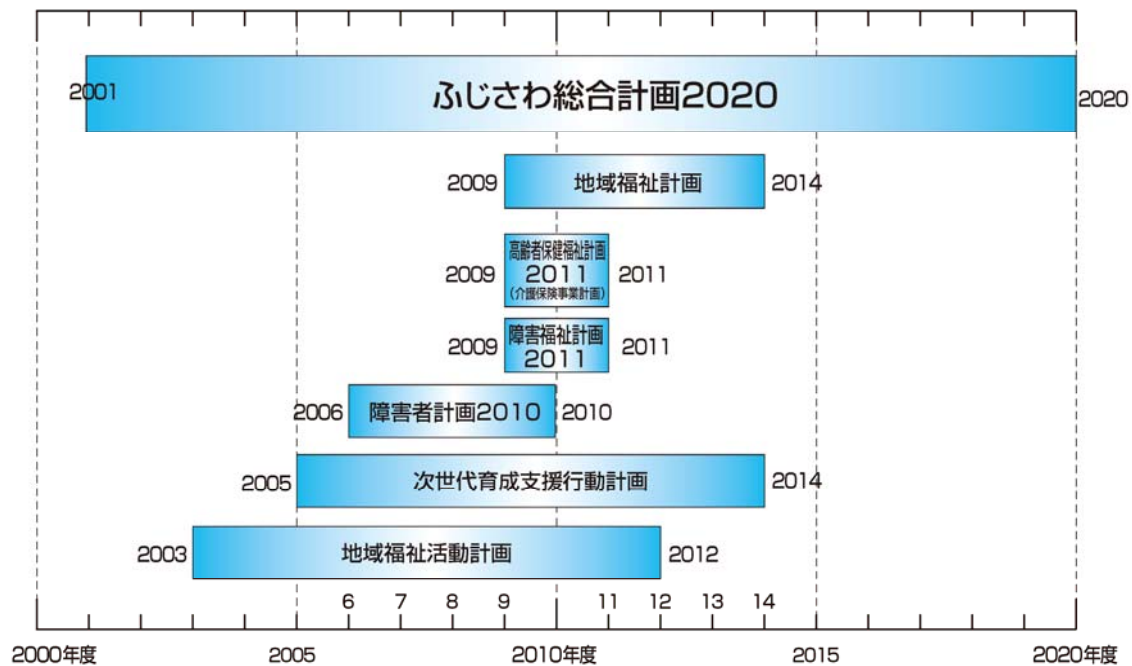
*1 社会福祉法に定める地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に定められた計画で、「地域における福祉サービスの適正な利用の促進」や「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」・「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」が柱となっています。

2. 計画の期間

本市では、福祉施策を計画的に進めるために「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」や「障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」を策定しています。「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」と「障害福祉計画」は、それぞれの法律により3年の計画期間として策定されています。地域福祉計画は、これらの計画と密接な関係があり、これまで、計画期間が異なりましたが、2008年度でそれぞれの計画期間が終了することから、本計画についても整合を図るために、これまでの5年間から6年間の計画期間へと変更します。なお、必要に応じ中間年（3年）で見直しを行います。

（各計画の計画期間）



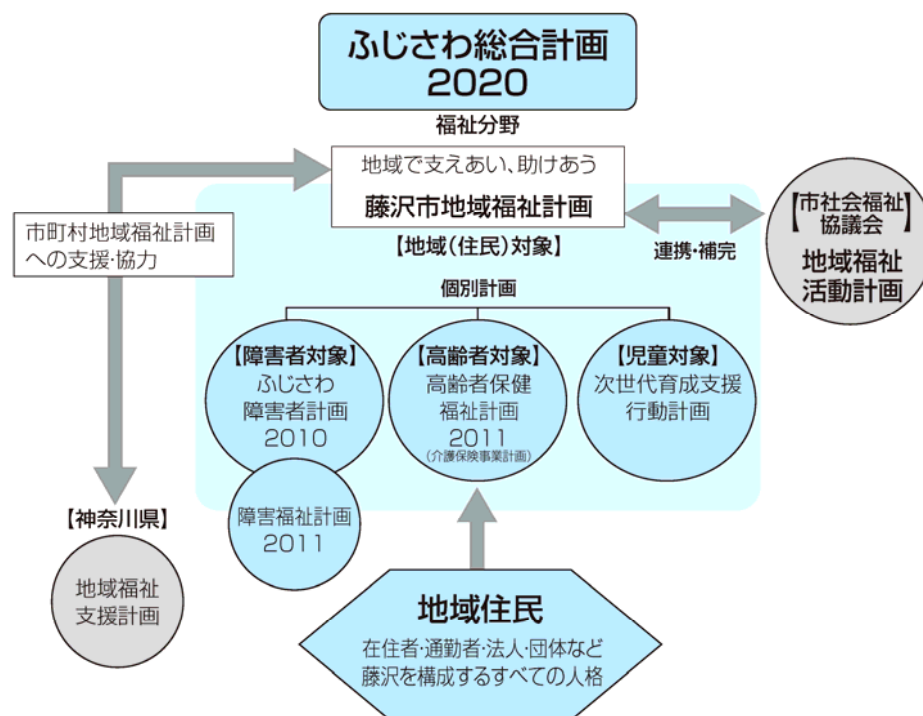
3. 計画の位置づけと関連計画

本市では、基本的人権の尊重と法の下での平等を基調に、すべての市民が平和で安心して、健康で文化的な生活を営むことができるまちづくりをめざし「総合計画」を策定しています。

総合計画の個別計画*2として福祉の分野では、高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）や障害福祉計画、次世代育成支援行動計画がすでに策定され、対象者別の支援や福祉サービスについて具体的な数値目標を掲げ、本市の進むべき方向を明らかにしています。

しかし、障害の有無や年齢・性別等にかかわらず誰もが地域で安心して暮らすためには、個別の計画に示された法や制度、福祉サービスだけでは十分とは言えません。

地域で生活する一人ひとりが、個々人を尊重し、支えあう社会を築いていくことが望ましい社会と考え、「地域福祉計画」を策定するものです。



*2 総合計画の個別計画

- ・「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」は老人福祉法及び介護保険法に基づき策定しているもので、期間についても介護保険法第117条で3年を1期と定められています。
- ・「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条により策定しているもので、サービスの種類や量等を具体的に示したものです。
- ・「次世代育成支援行動計画」は、次世代育成支援対策推進法第8条により策定しているもので、子育て支援や母子の健康増進などの取り組みを明らかにしたものです。

第 2 章 地域福祉の必要性

なぜ、いま、地域福祉なの？

1. 社会情勢の変化と福祉制度の変遷

1981 年の「国際障害者年」を契機に、これまでわが国では「完全参加と平等」を目標に取り組みを進めてきました。

とりわけ障害の有無、性別や年齢にかかわらず、地域で誰もが普通に暮らせる社会を目指してきました。

法制度の動向は、1997 年に「児童福祉法」が改正され、保育所の入所等がそれまでの措置から契約制度に変更となったのをはじめ、2000 年には介護保険制度が創設されました。これは、高齢者の福祉サービスを保険制度でまかなうもので、サービス提供を行う事業者を利用者本人が選択する制度となっています。

また、障害福祉では 2003 年から身体障害・知的障害それぞれの個別法が一部改正され、福祉サービス利用の自己選択・自己決定を基本とした「支援費制度」が導入されました。

さらに 2006 年には、「障害者自立支援法」が施行され、障害者の自立した地域生活を支援するためにサービスの明確化や就労支援が強化されました。

このように、ノーマライゼーション^{*3}の理念に基づき時代とともに福祉に係る法や制度が変化してきています。

*3 ノーマライゼーション

「正常にする」「普通にする」という意味で、誰もが地域社会で普通に暮らすことを目標とした用語として利用されています。

2. 地域福祉の必要性

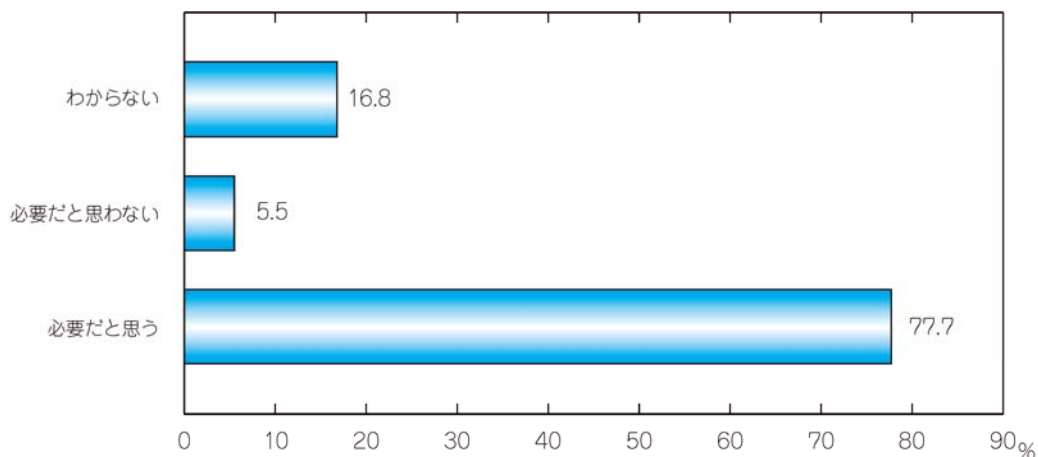
少子高齢化や核家族化の進展に伴い、家庭や地域で様々な問題が生じてきています。

最近では、子育ての悩みや家族介護について誰に相談したらよいか分からず、虐待や自殺・殺人といった悲惨な結果となるような事件も発生しています。前述のように法制度も社会状況に即して変わってきていますが、様々な支援を必要とする人の問題や疑問をすべて解決することは困難です。

誰もが地域で安心して生活をするためには、地域における支えあいや助けあいがが必要です。

アンケート調査結果でも住民相互の協力が必要であると答えた人が7割以上となっているように、地域福祉は、生活をするすべての人が、互いに支えあい・助けあう地域社会を築いていくことにあります。

【Q4 住民の相互協力(単数解答・全体集計)】



【アンケート調査について】

地域福祉計画の策定に向けて、藤沢市では、住民のアンケート調査を実施しました。調査項目としては、住民相互のつながりや市民の地域活動への参加、また、市民の皆さんのご近所や地域とのかかわりに注目し、日頃のコミュニケーションや協力体制、地域活動への参加状況などをうかがいました。

(詳細は資料編参照)

第3章 本市の現状と課題

いま、藤沢市はどうなっているの？

1. 本市の現状

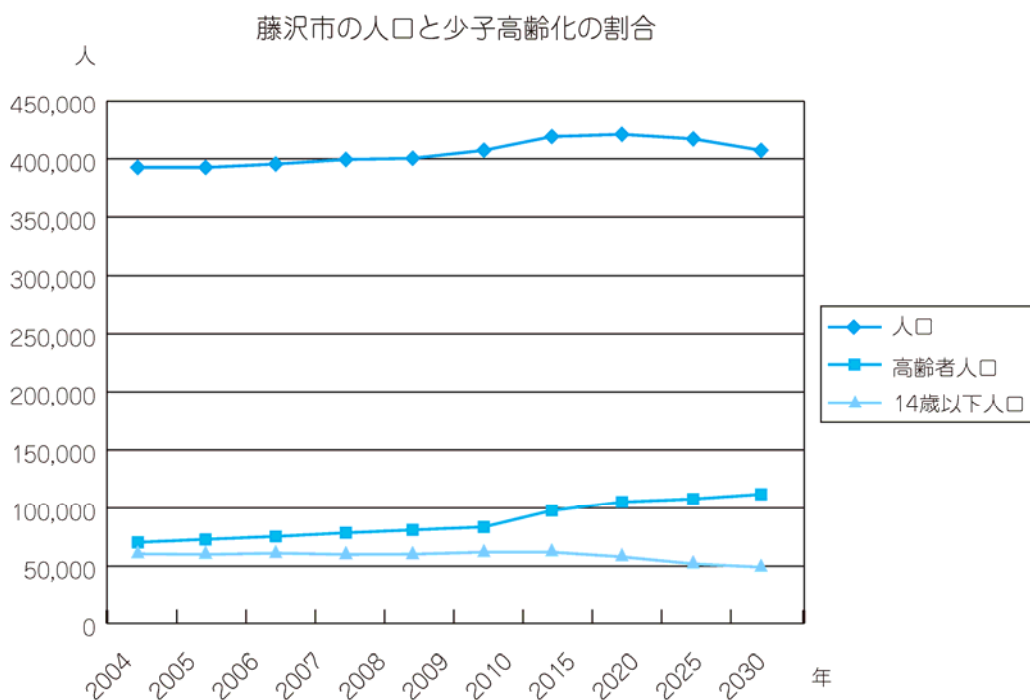
① 将来人口について

人口構造は、社会経済動向に大きな影響を与えられています。とりわけ少子化が進み高齢者人口が増加することにより、労働者（生産）人口が減少することになります。

このことにより経済の停滞や地域の活力・社会保障の維持が難しくなる等、様々な影響があると言われています。

わが国の人口は2005年以降減少を始めましたが、本市の人口は、2004年3月の人口推計によると、2020年頃にピークを迎え、以降は減少に転じます。しかし、高齢者人口（65歳以上）は、2020年以降も伸び続け2030年には4人に1人以上が65歳以上になることが予想されています。一方、14歳以下の人口は減少し続けると推計され高齢化は一層進むものと思われます。

また、世帯構成についても核家族化や単身世帯の増加が今後一層進んでいくものと考えられ、これまでの世帯構成が大きく変わっていくものと思われます。



② ボランティア等の市民活動について

本市では、市民活動やボランティア活動を支援するために「市民活動推進センター」*4を、また、藤沢市社会福祉協議会では「ボランティアセンター」*5を開設しています。

市民活動推進センターは、団体活動を支援する拠点として、また、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターは、個人に対して情報提供や斡旋・調整を主に行っています。

＜市民活動推進センターにおける登録団体の推移＞

年度	登録団体数	うち、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を目的とする団体数
2006	400	94
2007	436	101
2008	382	87

※

※2008年度については12月末現在の数値を表示

＜ボランティアセンターにおける登録者数の推移＞

年度	個人登録ボランティア		ボランティアグループ	
	登録者数(人)	うち新規登録者	グループ数	構成人数
2006	275	99	65	2,972
2007	347	71	89	4,266
2008	438	92	107	4,781

※

※2008年度については12月末現在の数値を表示

*4 市民活動推進センター(藤沢市藤沢 1031 小島ビル 2F 0466(54)4510)

市民活動を推進する拠点施設として、市民活動団体の交流促進と自立化を支援するために開設されています。内容別には福祉や医療、教育、環境、災害等上記の表のように毎年400団体程度が活発に活動を行っています。

*5 ボランティアセンター(藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所第1庁舎1階 0466(26)9863)

藤沢市社会福祉協議会の中に開設されている機関で、ボランティア活動の相談・登録や募集・活動紹介のほか、ボランティアを始めたい人への講座などを行っています。

③ 家庭内暴力や虐待について

高齢者・障害者・乳幼児に対する虐待は、毎年、多数発生しており、死亡にいたる悲惨な事件になる場合もあります。

児童虐待については、2000年に、また高齢者虐待については、2006年に、それぞれ虐待防止法が施行されました。また障害者については現在、法整備に向けた検討が進められています。

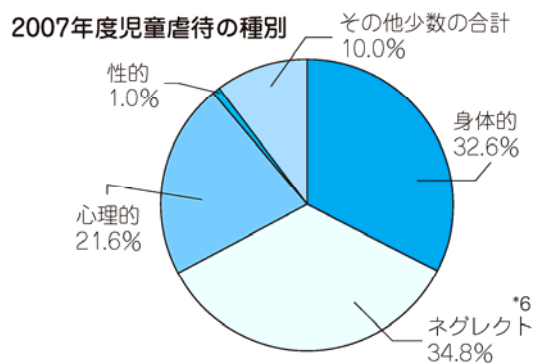
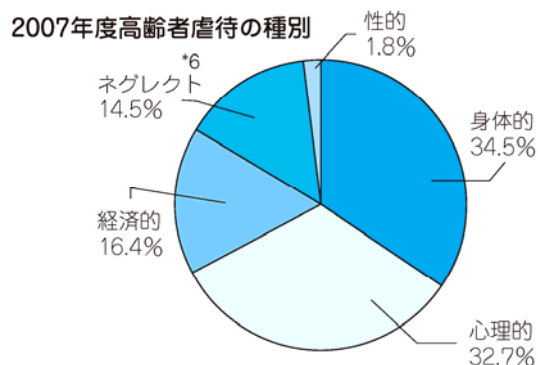
虐待発見の多くは、健診や福祉サービスの利用時となっており、顕在化していないケースも相当数あると思われます。

また、虐待が家庭内で起こることが多いため、プライバシー保護の観点からも把握がしにくい状況にあります。

本市においても、虐待の相談件数は、ここ数年横ばい状態となっていますが、顕在化していないケースもあるものと考えられます。児童虐待や高齢者虐待については、すでに関係機関や医師等による「虐待防止のネットワーク会議」が設置され、情報収集や発生時の迅速な対応を行っています。

虐待相談の推移 (件)

年度	高齢者	児童
2004	45	188
2005	41	213
2006	34	171
2007	20	210



*6 ネグレクト

例えば、子供に食事を与えない、乳児が泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強くしかって子供の情緒を不安にさせるなど、乳幼児に対する適切な養育を親が放棄することで、これによって、子供の精神的な発達に阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれています。

また、高齢者や障害者の介護放棄などをさします。

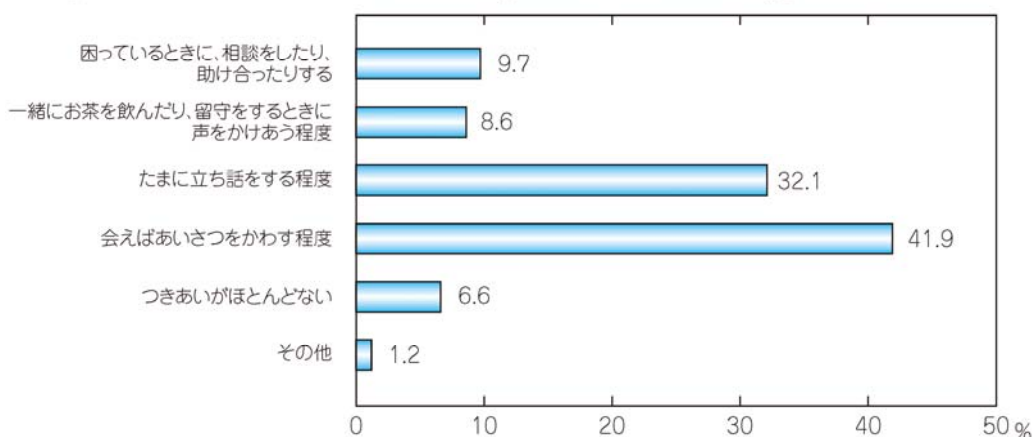
④ 地域との関わりについて

今回のアンケート調査結果では、日頃の近所づきあいについて、「たまに立ち話をする程度」を含めると、約 8 割の人が日頃、近所づきあいがないと答えています。

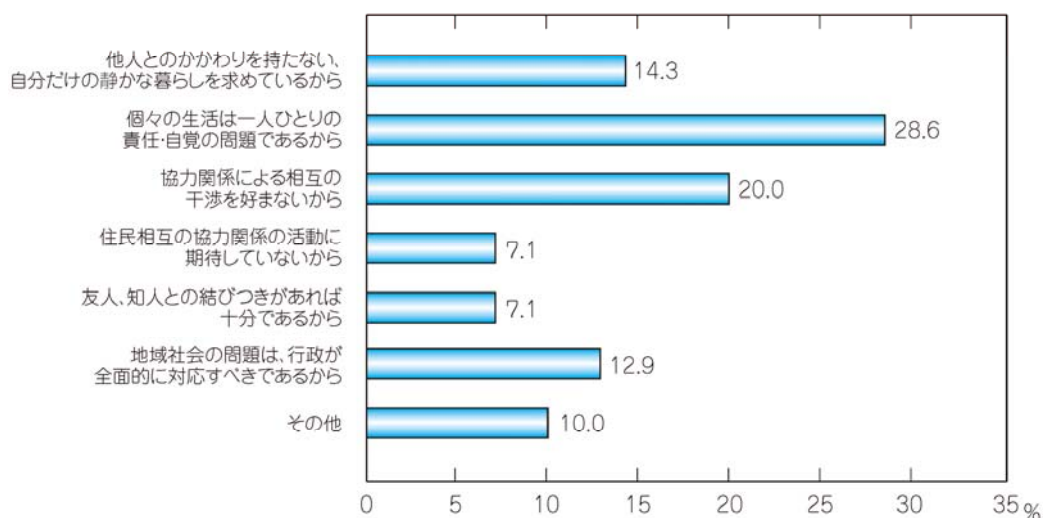
また、近所づきあいが必要でないとした人の理由としては、「個々の生活は本人の責任・自覚の問題である」が約 28%、「協力関係による相互の干渉を好まない」が約 20%となっています。

一方、地域社会での住民相互の協力関係の必要性については、77%あまりの人が必要であると答えており、(資料編 アンケート概要 Q4 参照) 機会や地域活動の内容などが分かれば参加すると思われる人が、25%あまりとなっています。(資料編 アンケート概要 Q12 参照)

【Q1 近所とのつきあい方について(単数解答・全体集計)】



【Q6 住民の相互協力が必要ないと思う理由(単数解答・全体集計)】



⑤ 相談窓口について

福祉に関する相談窓口については、市内の各市民センターや公民館に「地区福祉窓口」（12 箇所）を開設しているほか、高齢者向けには、市内の社会福祉法人等が運営する「地域包括支援センター」*7（8 箇所）や「在宅介護支援センター」*8（11 箇所）が設置されています。障害福祉の分野でも、社会福祉法人が相談窓口を 3 箇所開設しているほか、「神奈川県総合療育相談センター」においても相談窓口が開設されています。

また、子育てに悩みや不安を抱える親の相談や親どうしの交流の場である「子育て支援センター」*9（2 箇所）や「つどいの広場」（2 箇所）が開設されています。

<市内の相談事業所一覧>

対象	名 称	設置場所	電 話
高 齢 者	第 1 包括支援センター	下土棚 800-1（こぶし荘内）	41-0027
	第 2 包括支援センター	石川 3928-5（グリーンライフ湘南内）	90-0065
	第 3 包括支援センター	大庭 5527-1（保健医療センター2 階こまよせ荘内）	87-3588
	第 4 包括支援センター	朝日町 1-1（NTT 藤沢ビル 1 階）	24-4100
	第 5 包括支援センター	羽鳥 1-3-43（湘南中央病院内）	35-2811
	第 6 包括支援センター	鵠沼 1559（藤沢特別養護老人ホーム内）	22-7633
	第 7 包括支援センター	鵠沼海岸 6-17-7（湘南なぎさ荘内）	33-1166
	第 8 包括支援センター	片瀬 4-9-22（片瀬しおさい荘内）	29-5066
	在宅介護支援センター鵠生園	片瀬海岸 1-7-9	55-2661
	村岡在宅介護支援センター	渡内 3-8-60	26-9501
	清心会在宅介護支援センター	高谷 116-1	50-7333
	みどりの園在宅介護支援センター	小塚 370-1	52-2551
	ラポール藤沢在宅介護支援センター	稲荷 345	83-2291
	在宅介護支援センター陸愛園	亀井野 2520-3	82-7317
	在宅介護支援センターかりん	城南 1-22-7	36-8101
	在宅介護支援センター芭蕉苑	遠藤 35	87-1710
	在宅介護支援センター一樹荘	用田 820	48-7110
	ガーデンア・ごしょみ在宅介護支援センター	獺郷 218	47-0580
同友会在宅介護支援センター	高倉 2301-1	45-5005	
子 育 て	神奈川県中央児童相談所	亀井野 3119	84-1600
	藤沢市子育て支援センター	鵠沼石上 1-11-5（藤沢保育園内）	22-7037
	湘南台子育て支援センター	湘南台 1-8（湘南台文化センター地下 1 階）	42-5533
	鵠沼つどいの広場	鵠沼海岸 2-10-34（鵠沼市民センター内）	35-2366
	善行つどいの広場	善行 1-26-6	82-0306
障 害 者	神奈川県総合療育相談センター	亀井野 3119	84-5700
	藤沢市障害者生活支援センターかわうそ	獺郷 1003（湘南希望の郷内）	48-4586
	サービスセンターばる	小塚 592	28-1488
	藤沢市地域生活支援センターおあしす	藤沢 1063	55-1399

*7 地域包括支援センター

2005 年の介護保険法改正により設置が義務づけられたもので、地域住民の保健・福祉・医療の向上や虐待防止・介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。本市では、2009 年現在、社会福祉法人等により 8 箇所が開設されています。

*8 在宅介護支援センター

おおむね 65 歳以上で介護を要する在宅者とその家族を対象に、市町村の福祉サービスや専門家による相談・指導が常時受けられる施設です。

*9 子育て支援センター

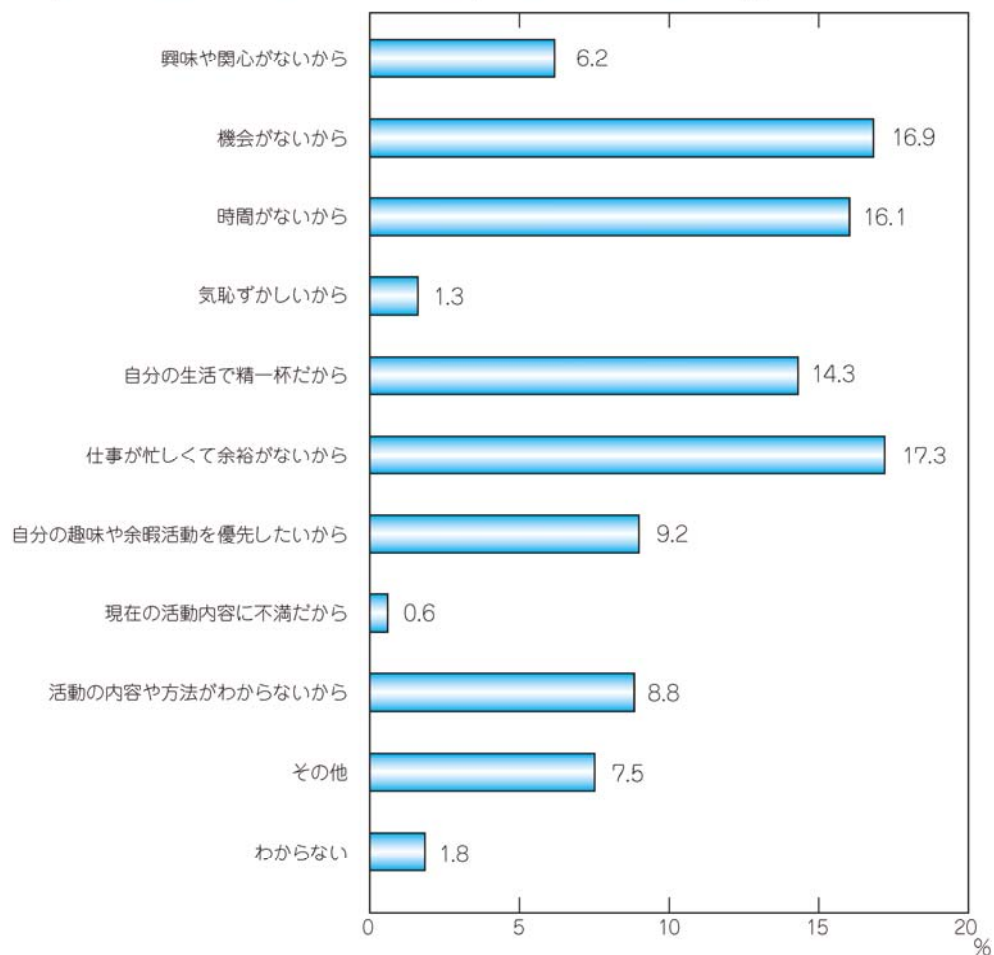
子育てに悩みや不安を持つ保護者の相談や交流の場として、市内に 2 箇所設置。専門のアドバイザーが相談に応じます。

⑥ 地域活動への参加について

今回のアンケート調査結果で、「地域活動に参加していない」理由について、「仕事が忙しい」が17.3%、「機会がない」が16.9%、「時間がない」が16.1%、「自分の生活でいっぱい」が14.3%となっています。

本市では、これまで市民活動やボランティア活動を支援するために、市民活動団体の拠点として「市民活動推進センター」を開設するとともに、藤沢市社会福祉協議会では、「ボランティアセンター」を開設し、個々人のボランティア活動を支援しているところです。

【Q12 地域活動に参加しない理由(複数解答・全体集計)】



⑦ だれにもやさしい（バリアフリーの）まちづくりについて

まちづくりの基本であるバリアフリー化に向けては、これまで旅客施設（鉄道駅舎）の改良や道路の段差解消、低床バスの導入、音響式信号機、案内板の設置等を促進してきました。

旅客施設の改良では、小田急江ノ島線及び JR 東海道線の市内各駅（橋上駅舎等段差のある駅）にエレベータやスロープ等の設置が完了したところです。

また、バリアフリー化を重点的に進めるために「地域拠点型」の整備として藤沢駅周辺や湘南台駅周辺を指定し、歩道や公園入り口周辺の段差解消等を行ってきています。音響式信号機についても交通量の多い場所を中心に順次設置し「だれにも優しいまちづくり」を促進していきます。

また、施設面だけでなく誰もが助けあい、支えあう心を育むために、市では「心のバリアフリーハンドブック」を作成し、小学校や広く市民に配布してきたところです。

「心のバリアフリーハンドブック」表紙



2. 本市の課題

① 将来推計人口から見た課題

本市では、2020年頃までは、人口が微増していきませんが、高齢者人口も増加していきます。

さらに子どもの減少に伴い核家族化も進行していくと思われ、家族・家庭機能が弱くなることが予想されます。わが国では、すでに核家族世帯が6割近くを占めるまでに至っているとの調査結果もあります。

少子高齢化・核家族化が進むことにより、家庭や地域で子どもを育む力や高齢者を支える機能等がますます弱まっていくことが予想されます。

合計特殊出生率^{*10}の推移

年度	全国	神奈川県	藤沢市
2002	1.32	1.22	1.22
2003	1.29	1.21	1.22
2004	1.29	1.20	1.23
2005	1.26	1.19	1.15
2006	1.32	1.23	1.21

② 市民（ボランティア）活動について

本市では様々な市民（ボランティア）活動が行われています。地域福祉を進めていくためには、より身近なところで参加する機会を得られることにより、活動の輪がさらに広がっていくものと考えられます。

そのためには、身近なところで情報の収集や提供、さらには地域活動の拠点となる場が求められています。

また、今後進む高齢化により、一人では外出が困難になる方も増えることが予想されることから、福祉有償運送等の外出支援のためのサービスについて、周知を図っていく必要があります。

*10 合計特殊出生率

ひとりの女性が生涯平均で何人の子どもを産むかの推計。この数値が2.08を下回ると人口減少が進むと言われています。

③ 相談機能について

市内には公立や法人立の相談機関がすでに数多く設置されていますが、相談窓口が高齢者や障害者等対象者別に限定されていることから、高齢でかつ障害のある場合に高齢者（介護）サービスを利用した方がよいか、障害者サービスを利用した方がよいかなど、相談をどの機関にしたらよいかわかりにくい面もあります。

いずれの相談機関でも円滑に相談ができ、相談機関相互に協力できる仕組みが必要となっています。

④ 一人ひとりが自立した地域生活を送るために（成年後見制度^{*11}等の利用）

厚生労働省の推計では、認知症高齢者は2005年に全国で169万人であったものが、2025年には323万人に増加するとの報告が出されています。

高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者も増加していくものと考えられ、ますます地域で支える仕組みが重要となってきます。

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人もおり、地域で安心して生活するためには、成年後見制度や日常生活自立支援事業^{*12}の利用が望まれます。

そのためには、制度の普及や相談窓口の充実などが求められています。

*11 成年後見制度

民法に基づき、判断能力が不十分となった場合に、家庭裁判所に申し立てをし、本人に代わり、後見人が契約行為などを行う制度です。また、あらかじめ指定する任意後見や法定後見には判断能力の程度により「後見」「補佐」「補助」などを選ぶ制度となっています。身寄りがないなどで後見の申し立てが難しい場合は、市町村長が後見申し立てを行う制度もあります。

*12 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

判断能力が不十分な方を対象とし、福祉サービスの利用援助や利用料の支払いなどを援助する事業です。窓口は市町村社会福祉協議会となります。

⑤ 地震等の大規模災害時の支援について

1995年に発生した「阪神・淡路大地震」では、多くの尊い命が失われました。亡くなられた方を年齢別に見ると65歳以上の方が半数近くを占めています。このような大規模な災害がひとたび起こると、高齢者や体の不自由な障害者等に大きな被害が及びます。今後の高齢化の進展などを考えると、大規模災害が起こった場合は、一層の被害の拡大が懸念されます。

本市においても、今後さらに高齢化が進むと予測されていることから、災害時要援護者の支援体制をさらに整備していくことが急務となっています。

⑥ 地域福祉を支える新たな拠点の整備について

本市では、障害者団体等が地域で活動しています。地域で自立した生活を送るためにも、今後、さらなる活動の活発化や情報交換・情報の共有を図っていく必要があります。また、当事者の活動だけでなく地域福祉を担う人材の育成等も大きな課題となっています。

このような当事者団体の活動支援や人材育成、情報発信の場が求められています。

第4章 本市の方向性と取り組み

藤沢市が目指す方向性は？

1. 地域福祉の推進に向けた今後の方向性

地域福祉を進めていくためには、より多くの人々が地域福祉の意義や必要性について理解を深めると同時に地域活動に参加することが求められます。そのためには、様々な機会や手段を講じて普及・啓発を図る必要があります。

地域では、すでに支えあいや助けあいの精神に基づき、多くのボランティアや団体が活動しています。今後、さらに活動の輪を広げていくためには、活動情報の発信や支援を必要とする人の声を把握することが求められます。

また、今後の超高齢社会^{*13}や少子化・核家族化の進展に伴い孤立しがちな高齢者や子育てに不安を抱える親が増えていくことが予想されます。生活に不安を抱える高齢者や子育てに悩む保護者を地域で考え、支えることが必要となってきます。

アンケート調査結果でも明らかのように、きっかけがあれば活動に参加したいとの意見もあり、誰もが参加できる環境づくりが求められています。また、困ったときに誰に相談してよいか分からないなどの意見も多く、地域では軽易な相談から専門的な相談まで、気軽に相談できる場が必要となっています。本市でもすでに、多くの機関により相談窓口が開設されていますが、今後、一層の連携や事業内容の周知が求められています。

認知症、知的障害、精神障害等により成年後見制度等を必要とする人が年々、増加しています。日々、安心して生活をするためにも、制度の普及や利用しやすい仕組みづくりが求められています。

災害時には、身近な市民相互による支援の仕組みが必要となっており、体制づくりが急務となっています。地域での支えあいや助けあいが不可欠である大規模災害時に、公的支援が届くまでの近隣住民相互の助けあいによる仕組みについて、常日頃、確認をしておく必要があります。

また、障害者団体等や地域福祉の担い手の育成、情報発信等が可能となる拠点のあり方についても検討が必要となっています。

*13 超高齢社会

人口の高齢化が進み、総人口に占める高齢者（65歳以上）の比率が21%以上の高い水準であることをいいます。

さらに、深刻化する介護や福祉人材不足を解消するために、人材の育成や確保を図ることが今後の高齢社会を支えていくためにも必要となっています。

誰もが安心して地域で生活を送れるようにするために、着実に課題解決に向け取り組みを進めていくことが求められています。

本市では、これまで 13 地区を基本に地域性を活かした取り組みを進めてきましたが、地域の活力や地域活動の活発化を一層図るために地域の特性に着目した取り組みを展開していきます。



2. 本市の具体的な取り組み

地域福祉を進めていくために、次の項目を柱として具体的な取り組みを進めていきます。

① 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を進めていくには、理念や目的だけでなく、具体的な取り組み情報等も提供する必要があります。より多くの人々の理解を深めるために次の取り組みを進めます。

具体的な取り組み

- ・ 広報紙等を活用したお知らせの強化を図ります。
- ・ 市のホームページによる周知を図ります。
- ・ 計画書を関係機関や相談窓口に送付するとともに概要版を作成し、広く市民への周知を図ります。

② ボランティア活動への支援

市民が主体的に行うボランティア活動や支援を必要とする人のニーズ把握・ボランティア活動をコーディネートする人材育成等を進めるための拠点の整備と誰もが気軽に参加できるボランティア制度の仕組みを検討します。

また、一人では外出が困難な方への移動サービスの利用促進を図ります。

具体的な取り組み

- ・ 新たなボランティア活動の具体化を図ります。
- ・ ボランティア活動の情報収集や提供のための地域の拠点づくりを段階的に進めます。
- ・ ボランティアコーディネーター育成に向けた支援の具体化を図ります。
- ・ 社会福祉法人や NPO 法人^{*14}が実施する福祉有償運送等、一人では外出が困難な方へ制度利用の促進を図ります。
- ・ 愛の輪福祉基金の有効利用を図るための財源確保を積極的に取り組みます。

*14 NPO 法人 (NonProfit Organization・特定非営利活動法人)

「特定非営利活動促進法」に基づき、ボランティアなど社会貢献活動である特定非営利活動を行う市民等が主体となって設立された法人です。

③ 相談・支援ネットワークの拡大

福祉サービスの利用だけでなく、誰もがいつでも相談できる仕組みが必要です。様々な相談に臨機応変に対応できる相談機能の充実に向けた取り組みを進めます。

具体的な取り組み

- ・分野別相談のネットワークから総合支援ネットワークの設置に向けた検討を進めます。

④ 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

認知症、知的障害、精神障害等のために日常生活を送る上で、十分な判断ができない場合には、成年後見制度等の利用が必要となる場合があります。

誰もが安心して生活するために制度の普及が必要となります。

具体的な取り組み

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発に努めます。
- ・情報提供やサービス利用など誰もが安心して利用できる相談窓口の具体化を図ります。

⑤ 災害時要援護者支援の体制整備

大規模災害発生時の要援護者支援体制の整備は急務となっています。誰もが安心して地域で暮らせるよう地域との連携を図りながら支援体制の整備に向けて取り組みを進めます。

具体的な取り組み

- ・災害時に支援を必要とする人の情報収集を行います。
- ・支援を必要とする人の支援体制をつくるために情報提供を図ります。
- ・災害時に活動するNPO法人「FSV ネット」^{*15}への情報提供や資機材の提供等の支援を行います。
- ・福祉避難所の支援内容の検討を進めます。

*15 FSV ネット (Fujisawa Saigai Volunteer Network)

藤沢災害救援ボランティアネットワークの略。大地震など大規模災害時に「災害救援ボランティアセンター」を立ち上げ、全国からのボランティアの受け入れや災害救援活動を行うNPO法人です。

⑥ 障害者団体等の活動支援や情報発信を行う拠点整備

障害者団体等の自立に向けた活動支援や地域福祉をさらに推進するための様々な情報の提供や収集を行う拠点が必要となっています。

具体的な取り組み

- ・ 障害者団体等の自立に向けた活動の支援や情報発信・地域福祉を担う人材育成等を行う新たな拠点の整備に向けた具体的検討を進めます。

⑦ 福祉人材の育成・確保に向けた取り組み

今後の高齢化の進展や障害者自立支援法の施行により、対象者の増加や事業所職員の専門性がさらに重要となります。

とりわけ特別養護老人ホームなど、入所施設への利用希望は高く、施設の増設に併せ、人材の育成や確保を図ることが必要です。

具体的な取り組み

- ・ ホームヘルパー養成研修受講者やすでに資格を取得している方への求人情報の提供や養成研修など受講しやすい仕組みを検討します。
- ・ サービス提供事業者と協力し、若い人の理解を深めるための職場体験等の実習の具体化を図ります。
- ・ 福祉人材の定着や確保を図るための具体的検討を進めます。

第5章 計画の進行管理と推進委員会の役割

進捗状況の確認ってどうするの？

1. 計画の進行管理と推進委員会の役割

地域福祉を推進し地域力を高めるためには、計画に定められた方向性や具体的取り組みを着実に実践していくことが求められます。「藤沢市地域福祉計画推進委員会」では、計画の方向性や進捗状況の定期的な点検など進行管理を行います。

また、市では具体的な取り組み状況について定期的に公表します。



資料編・藤沢市地域福祉計画骨子案に関するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメント実施の概要

(1) 件名

「藤沢市地域福祉計画（2009年度～2014年度）骨子案」について

(2) 公募期間

2008年（平成20年）8月18日（月）から9月17日（水）まで

(3) 内容（配付資料等）

「藤沢市地域福祉計画（2009年度～2014年度）骨子案」

(4) 周知方法

広報ふじさわ8月10日号 市ホームページ等

(5) 藤沢市地域福祉計画（2009年度～2014年度）骨子案の配布等

保健福祉課、市役所受付案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館で配布、及びホームページで公開

(6) 意見等を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方

(7) 意見公募方法

実施期間中、任意の用紙に必要事項を記入したものを、保健福祉課へ郵送、FAXまたは持参及びホームページにて公募

2 結果の概要

(1) 提出件数：11件

(2) 意見総数：17項目 32意見

項目	意見件数	割合
①計画の骨子案に関するもの	19	59.4%
②計画の骨子案以外のもの	13	40.6%
合計	32	100.0%

3 主な意見の要旨と市の考え方

項目	件数	意見の要旨	計画への反映
(1) 災害時要援護者について	8	障害者や高齢者が希望する場合、状態を把握し適切な支援や連携のシステムを早くつくるべきです。また2次(福祉)避難所についても検討を要望します。	誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、地域との連携を図りながら、支援体制の整備に向けて取り組みを進めます。
(2) 福社会館について	2	40万都市の新たな活動拠点として福社会館の建設を要望します。	障害者など当事者団体の自立に向けた活動の支援や情報発信・地域福祉を担う人材育成等を行う新たな拠点の整備に向けた具体的検討を進めます。
(3) 地区ボランティアセンターの設置について	1	今後の地域活動に欠かせないボランティアの活動拠点を、また活動の場のコーディネートも必要です。	市民が主体的に行うボランティア活動や支援を必要とする人のニーズ把握・ボランティア活動をコーディネートする人材育成を進めるための拠点の整備と誰もが気軽に参加できるボランティア制度の仕組みを検討します。
(4) 地域福祉コーディネーターや障害者のケアマネジメントの人材育成について	2	地域福祉コーディネーターや障害者のケアマネジメントのできる人材育成を要望します。	
(5) ボランティアセンターについて	1	ボランティアセンターの機能的システムと人材育成を要望します。	
(6) 成年後見制度の低所得者支援について	5	低所得者でも成年後見制度が活用できるよう支援してほしい。また、権利擁護事業について項目を入れてほしい。法人後見等の検討を要望します。	成年後見制度や日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)の普及・啓発に努めるとともに、情報提供やサービス利用など誰もが安心して利用できる相談窓口の具体的検討を進めます。

資料編・アンケート概要

【1. 調査の目的】

地域福祉計画の新たな策定に向けて、藤沢市では、住民のアンケート調査を実施しました。今回のアンケート調査では、「地域が人を支え、福祉が人と人とを結ぶ地域社会づくり」の観点から、特に住民相互のつながりや市民の地域活動への参加、また、市民の皆さんのご近所や地域とのかかわりに注目し、日頃のコミュニケーションや協力体制、地域活動への参加状況などをうかがいました。また、近年の市民と行政の連携、すなわち「協働」が重要になってきていることから、地域と行政の関係などについてもうかがいました。さらに、平成 15 年に実施したアンケート調査と同一の設問を行う中で、住民意識の変化について比較することを目的としました。

【2. 調査の方法】

- (1) 調査地域 藤沢市全域
- (2) 調査対象 満 15 歳から 80 歳までの市民
- (3) 対象者数 3,000 人
- (4) 抽出方法 平成 20 年 8 月 1 日現在の住民基本台帳からの無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布、郵送回収
- (6) 調査期間 平成 20 年 8 月 10 日から 9 月 10 日まで

【3. 調査の回収結果】

①対象者数	3,000 人
②回収数	1,210 人
③回収率	40.3%
④拒否・転居・不在などの人数（回収されたうち）	13 人
⑤有効回答数	1,197 人

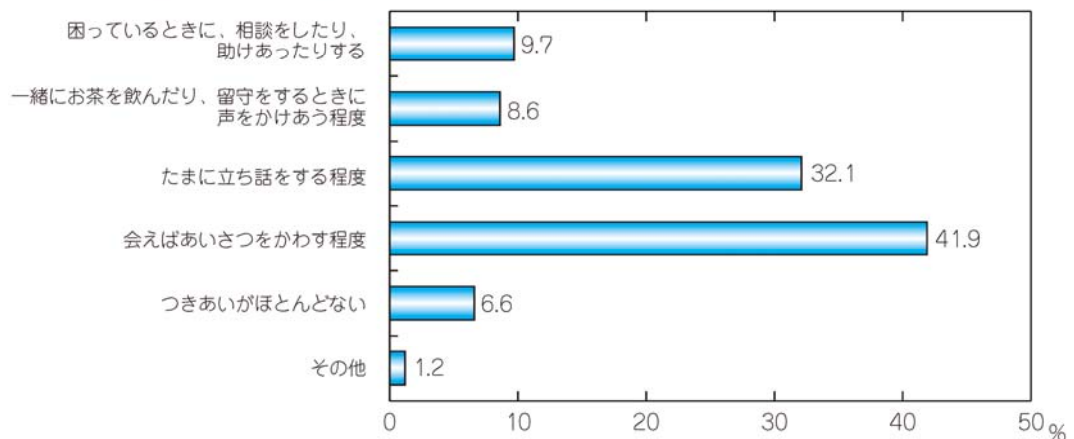
■近所づきあいについて

近所づきあいに関しては、以下のようにまとめられます。

【Q1】日頃、ご近所とは、どのようなつきあいかたをしていますか？

単純集計結果
①藤沢市全体では、「たまに立ち話」や「あいさつをする程度」といったように、近所づきあいが深いとは言えない。
クロス集計結果など
②年齢が若いほど、近所づきあいをあまりしていない。 ③総じて、一戸建て住宅の方が、マンションなど集合住宅より近所づきあいが深い。
前回調査との比較
④男女に関係なく近所との関係が希薄になってきている。 ⑤「たまに立ち話」が7.4%、「あいさつをする程度」が2.6%増えてきており、近所づきあいは年々薄れている。

【Q1 近所とのつきあい方について(単数解答・全体集計)】



更に、近所づきあいに関して、自由回答では

- ①隣近所とのつきあいが希薄となっていることを実感している。
- ②日常生活の声の掛け合い、助けあいはまずは近所から積極的に行った方がよい。
- ③集合住宅のため顔が見えない。

といった意見が寄せられました。

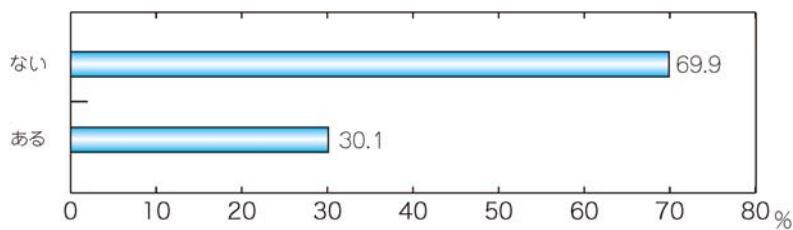
○単純集計結果とは・・・設問に対して、解答した人数（もしくは%）を集計したものです。

○クロス集計結果とは・・・単純集計結果を、属性（例えば性別や年代など）で分類し、各属性間の差をみるための集計方法です。

【Q2】 近所から頼まれごとをされ、手伝ったことがありますか？

単純集計結果
① 手伝いをしたことがない人が約 70%である。
クロス集計結果など
② 年齢が高くなるほど手伝いをしたことがある人が増える傾向にある。
③ 住居の形態の差が現れており、一戸建てのほうが、集合住宅より、手伝いをするなどの住民どうしの交流が多い。

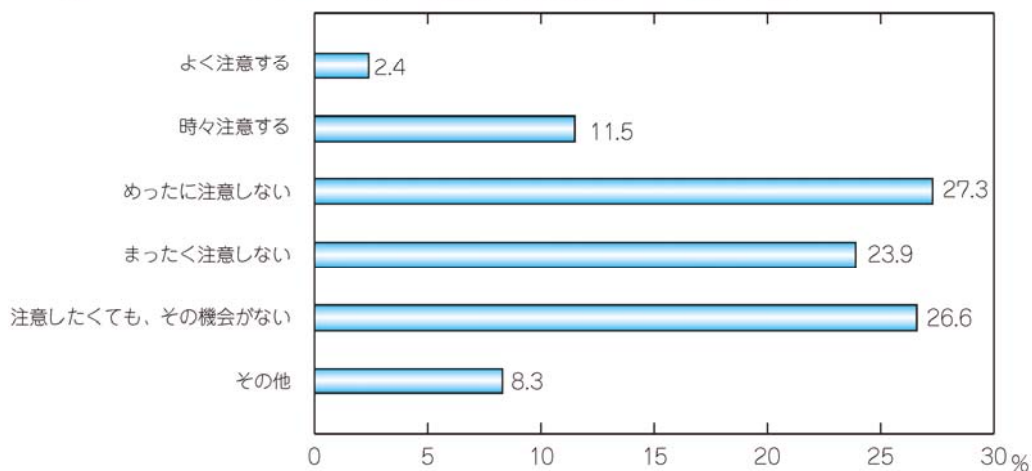
【Q2 頼まれごとをして手伝いをしたこと(単数解答・全体集計)】



【Q3】 日常生活で、地域生活のルールを守らない人を見かけたとき、注意することがありますか？

単純集計結果
① 「注意したくてもその機会がない」が 26.6%、「まったく注意しない」23.9%、「めったに注意しない」27.3%など、「注意しない」とした人が全体の 80%弱である。
クロス集計結果など
② 「まったく注意しない」は、特に 10~20 歳代では 40%を超える。
前回調査との比較
③ 「めったに注意しない」が 7.5%も増加しており、「自分は自分」「人は人」といった関わり方の傾向にある。

【Q3 マナーを守らない人への注意(単数解答・全体集計)】



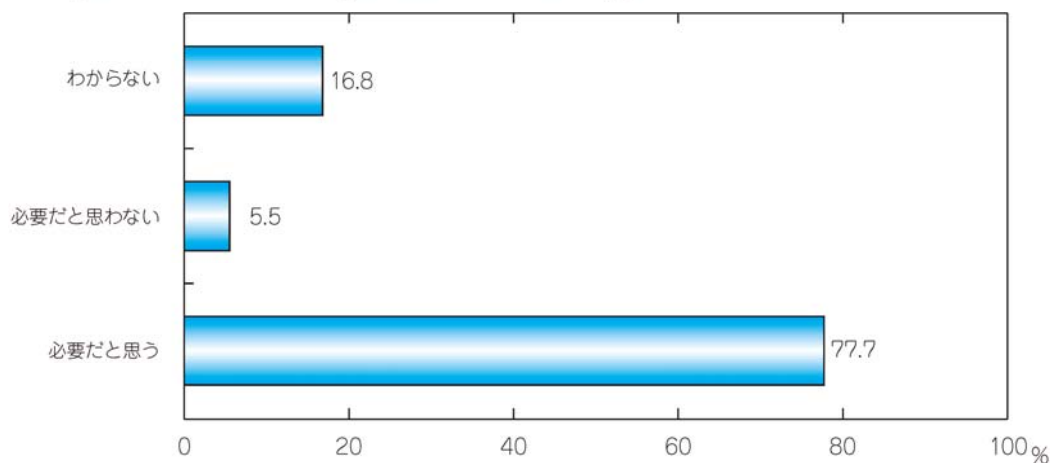
■地域での協力関係や暮らしについて

域での協力関係に関しては、以下のようにまとめられます。

【Q4】 地域社会での生活でおきる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか？

単純集計結果
①全体の77.7%、つまり5人に4人は、住民相互の自主的な協力関係が必要だと考えている。 ②逆に住民の相互協力が「必要だと思わない」とした人は、5.5%にとどまった。
クロス集計結果など
③現在の近所づきあいが、「あいさつを交わす程度」とした人でも72%、「つきあいがほとんどない」とした人では56.4%が、住民相互の協力関係が必要だと考えている。
前回調査との比較
④近所づきあいが希薄となっている中で、住民の相互協力の意識は高まっている。

【Q4 住民の相互協力(単数解答・全体集計)】



さらに、自由記述でも、地域での協力関係について、

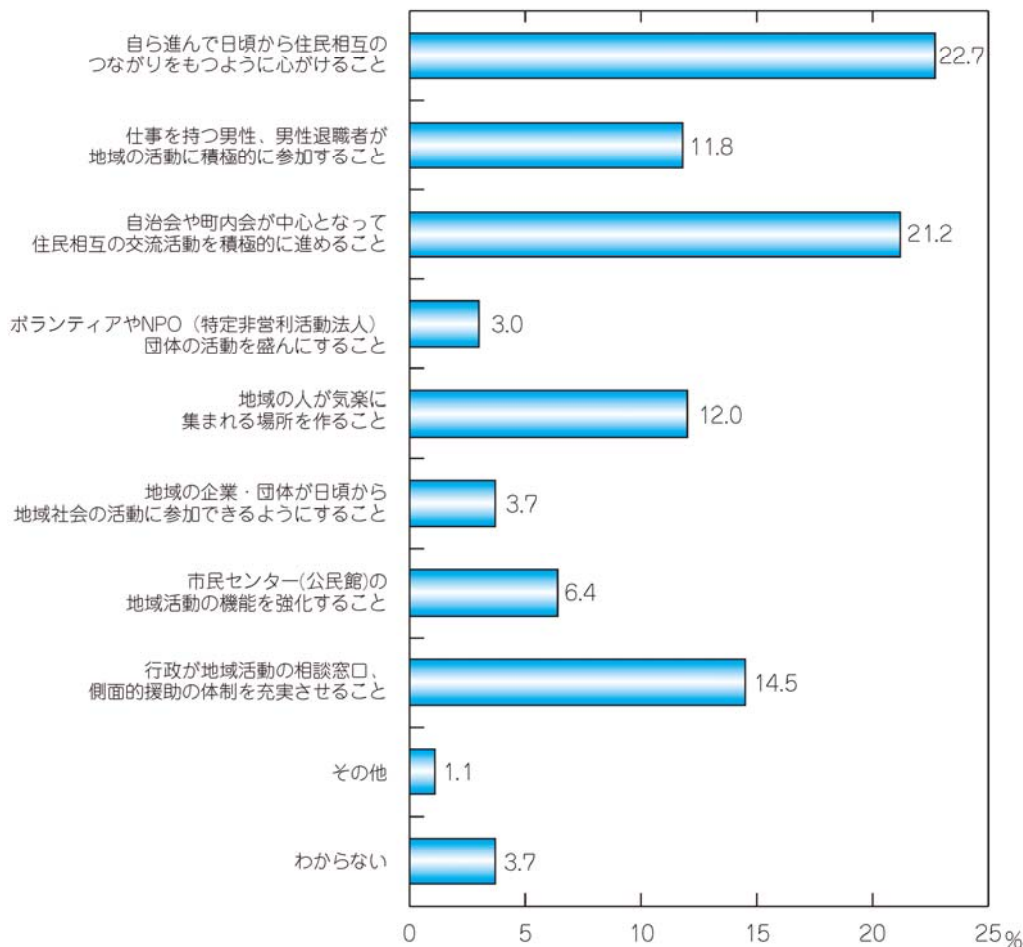
- ①地域全体で協力しようとする雰囲気づくりが重要。
- ②互いに関心を持ち助け合うことが必要。
- ③あいさつや声掛けの必要性、ひとり暮らしの高齢者に対しては特に必要である。
- ④必要以上の相互干渉は、お互い負担になってしまう。

といった意見が寄せられました。

【Q5】 地域社会の問題に対する住民相互の協力のためには、どんなことが必要だと考えますか？（相互協力が必要だと思うと回答した人対象）

<p>単純集計結果</p> <p>①「自ら進んで日ごろから住民相互のつながりを持つように心がけること」22.7%や、「自治会や町内会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」21.2%が示すように、自己や現存するコミュニティでのつながりの強化が必要だと考える人が多い。</p> <p>②他方、「ボランティアや NPO 活動を盛んにする」や「地域の企業・団体が日頃から地域社会の活動に参加できるようにすること」など、団体の参加や活動を促すといった項目が5%未満と低い数値を示した。</p> <p>また、「市民センターの機能強化」も6.4%となった</p>
<p>前回調査との比較</p> <p>③自治会・町内会の重要性が高まり、また、その担い手として男性の積極的な参加が必要だと考える人が増えている。</p>

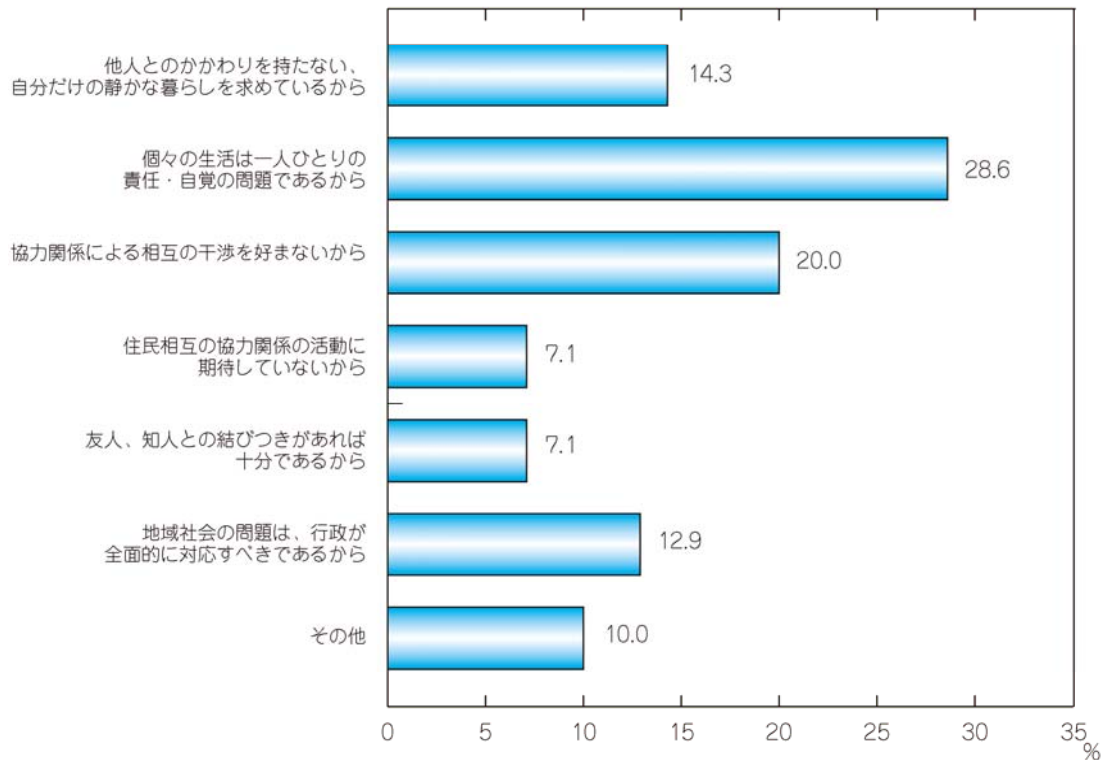
【Q5 住民の相互協力のために必要なこと(単数解答・全体集計)】



**【Q6】 地域住民相互の協力関係は必要ないと思う理由はなんですか？
（相互協力が必要ないと回答した人対象）**

単純集計結果
①「相互協力が必要ない」と考えている人の中では「個々の生活は、一人ひとりの責任・自覚の問題であるから」が28.6%となった。
②この、「生活はすべて自己責任で、相互不干渉」といった人は、アンケート回答者全体のおよそ5.8%にあたる。
前回調査との比較
③他人との干渉を好まない、個を尊重する考え方を持つ人が一方で増えている。

【Q6 住民の相互協力が必要ないと思う理由(単数解答・全体集計)】

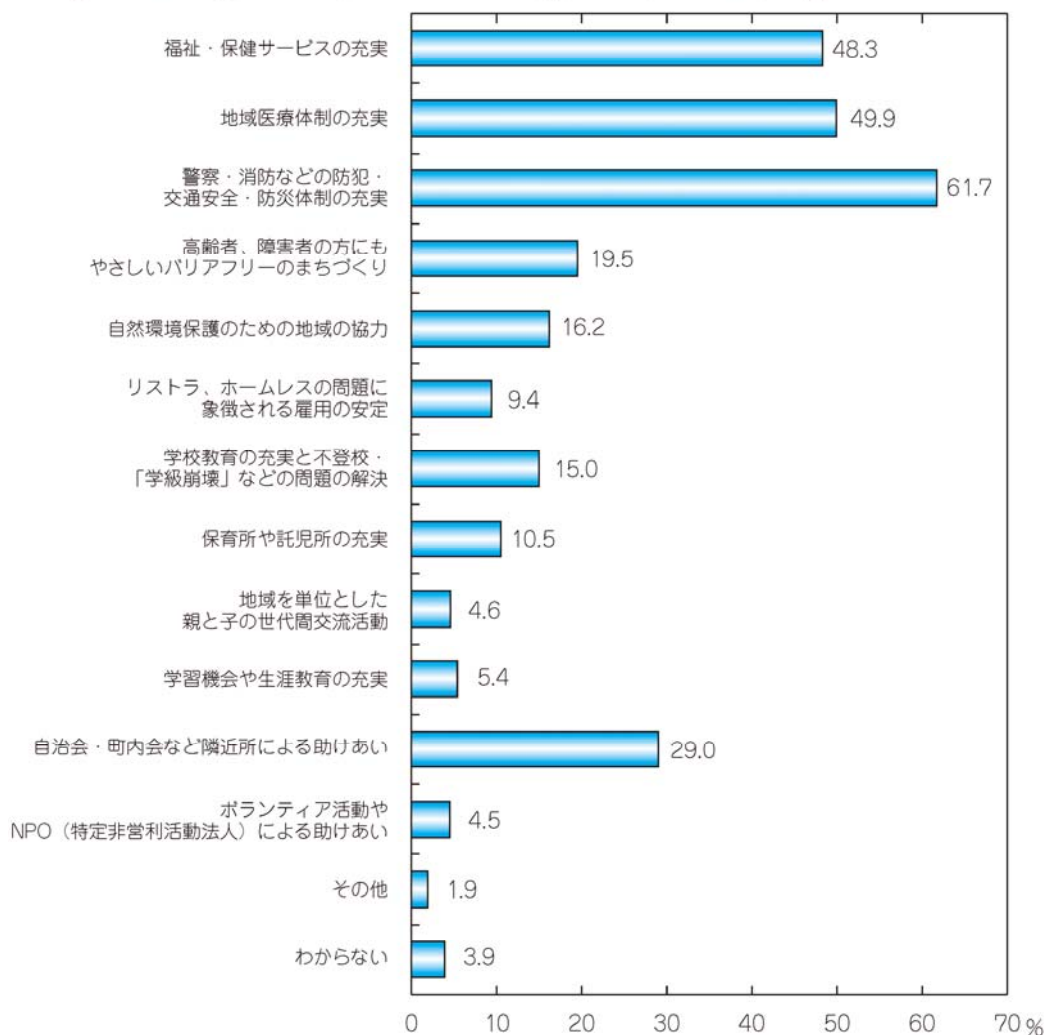


【Q7】 地域社会の中で、安心して暮らしていくには、どのようなことが大切だと思いますか？

単純集計結果

①「警察・消防などの防犯・交通安全・防災体制の充実」61.7%、「地域医療体制の充実」49.9%、「福祉・保健サービスの充実」48.3%となり、生活の安全性、福祉・保健の充実、医療の充実が他の項目を引き離して三大要素であり、〈自分の身の回り〉や〈自分の直接的利害〉にかかわることが多く回答されている。

【Q7 地域で安心して暮らすためには(複数回答・全体集計)】

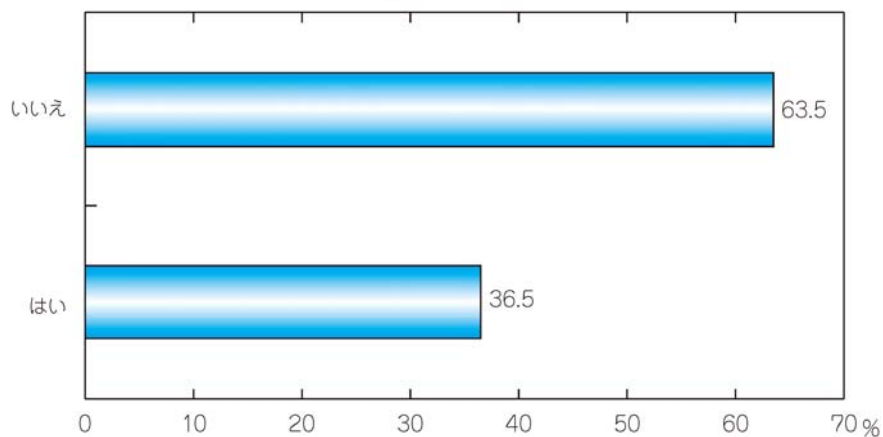


■ 地域活動について

【Q8】 地域の活動に参加していますか？

単純集計結果
①現在の地域活動への参加状況は、「参加している」は36.5%、「参加していない」は63.5%である。
クロス集計結果など
②女性の方が、男性に比べて参加率が60%ほど高い。 ③若い世代では、18%しか地域活動へ参加していない。 ④60歳代女性の参加の割合が高い。 ⑤会社員、学生の参加の割合が低い。

【Q8 地域活動への参加(単数解答・全体集計)】

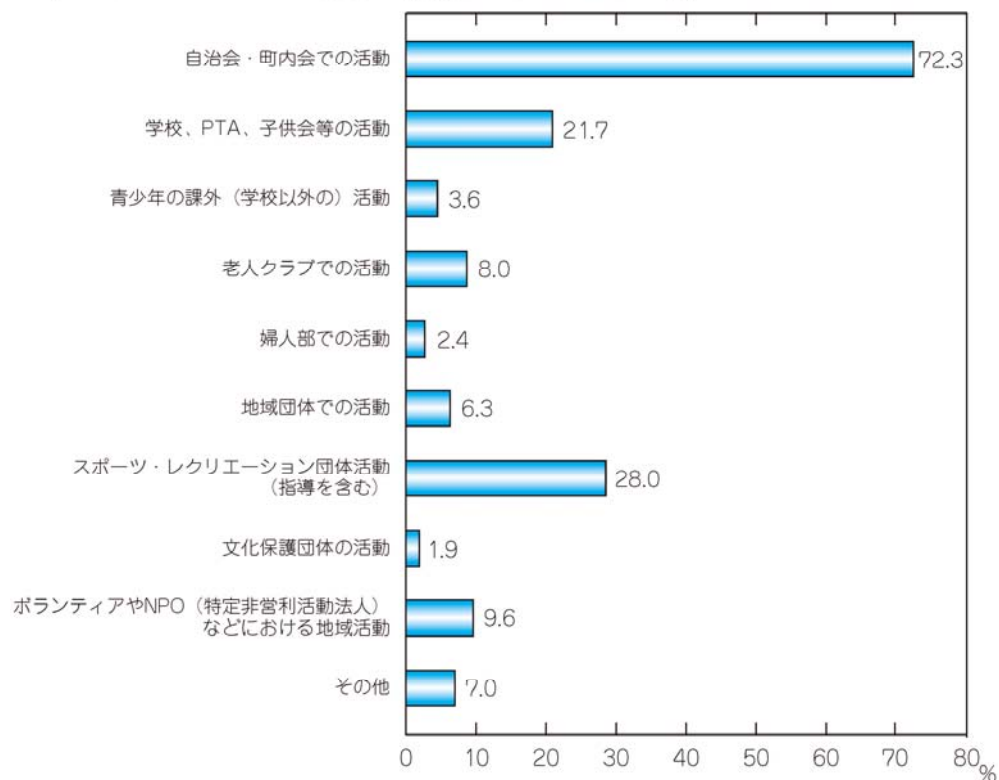


【Q9】地域で参加している活動はなんですか？

単純集計結果

- ①最も参加されているのは「自治会・町内会での活動」で、72.3%である。
- ②「地域団体での活動」や「文化保護団体の活動」は、数値が低く、現在、あまり積極的に参加されていない。

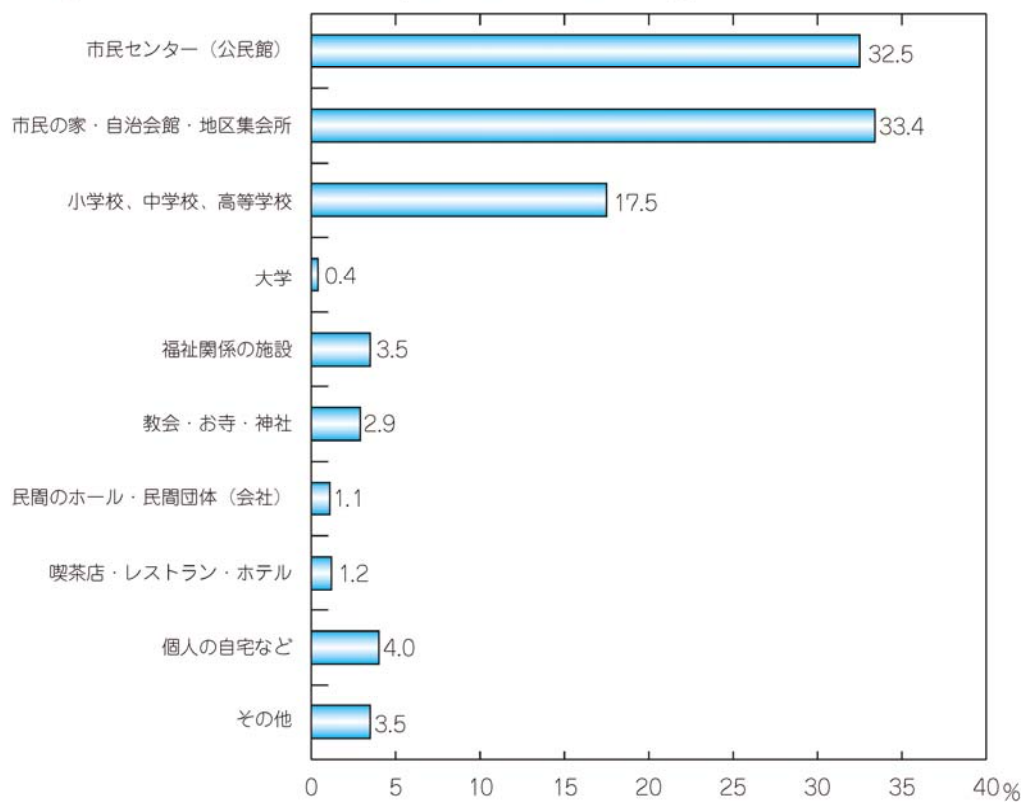
【Q9 参加している活動内容(複数回答・全体集計)】



【Q10】 地域活動を行う場はどこですか？

単純集計結果
①「市民の家・自治会館・地区集会所」33.4%、「市民センター・公民館」32.5%、「小学校、中学校、高等学校」17.5%といったように、地域活動において、公共施設の利用度が高く、非常に重要な施設であるといえる。
前回調査との比較
②他方で個人の自宅など、公共施設以外での場も増えており、活動内容に応じた新たな拠点の必要性がうかがえる。

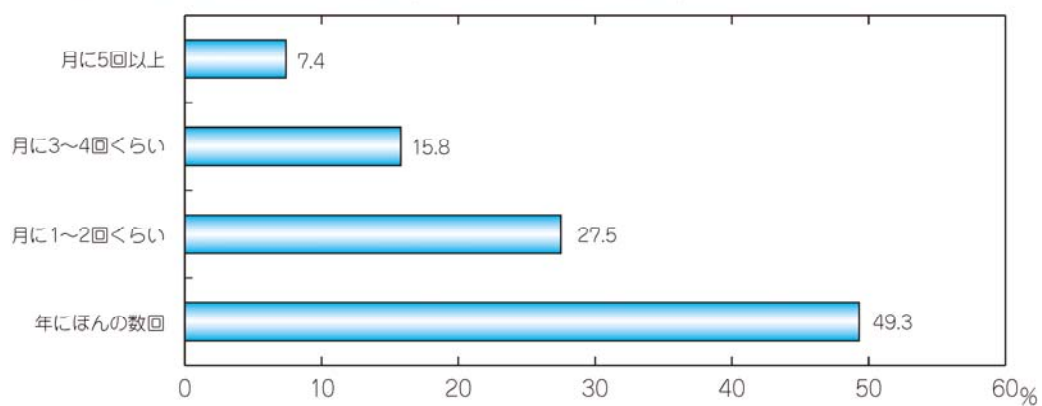
【Q10 地域活動を行う場所(単数解答・全体集計)】



【Q11】 地域活動にどの程度参加していますか？

単純集計結果
①「年にほんの数回」約50%、「月に1~2回くらい」27.3%という数値が示すように、非常に緩やかな参加状況である。
クロス集計結果など
②女性のほうが、男性よりも参加頻度が高い。

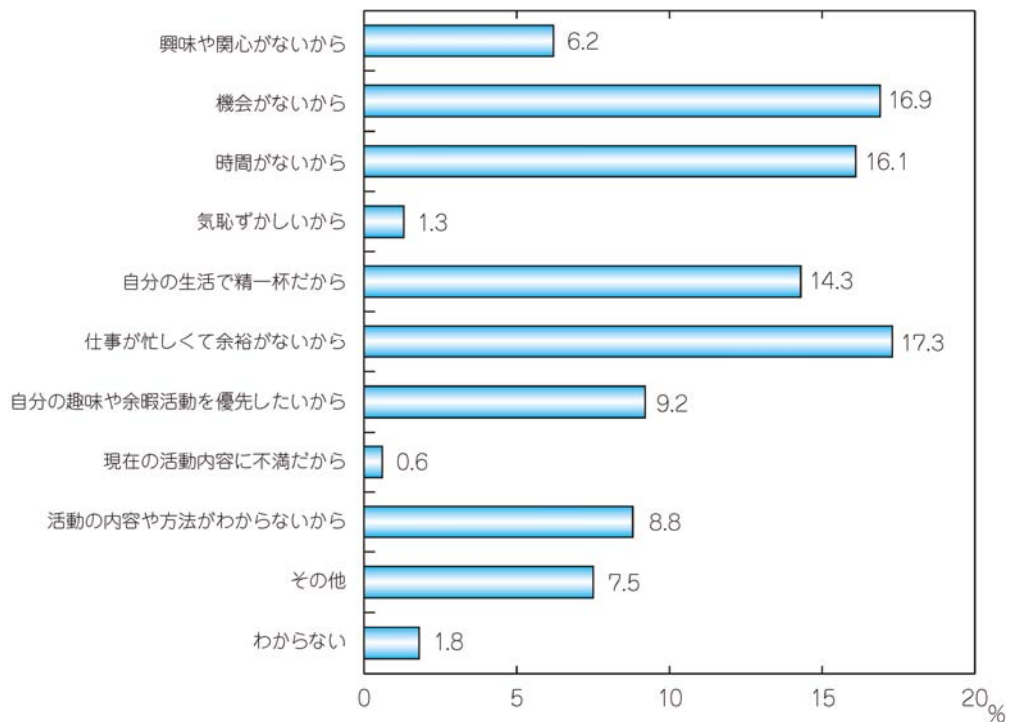
【Q11 地域活動を行う頻度(単数解答・全体集計)】



【Q12】 地域の活動に参加していないのはなぜですか？

単純集計結果
①地域活動に参加していない理由としては、「仕事が忙しくて余裕がないから」17.3%、「機会がないから」16.9%、「時間がないから」16.1%、「自分の生活で精一杯だから」14.3%となり、また、参加したくても活動の内容や方法がわからない8.8%と、必ずしも「参加したくない」といった消極的な理由ではなく、生活上やむをえない諸要因によるところが多い。
クロス集計結果など
②男性は「仕事が忙しくて余裕がない」、女性は「自分の生活で精一杯」とした人が、もう一方の性別に比べ、相対的に高い。
前回調査との比較
③「仕事が忙しくて余裕がない」が3.6%増加しており、社会全体として生活のゆとりが少なくなっていることがうかがえる。

【Q12 地域活動に参加しない理由(単数解答・全体集計)】



【Q13】 ボランティア活動に参加するとした時、どんなことが動機ですか？

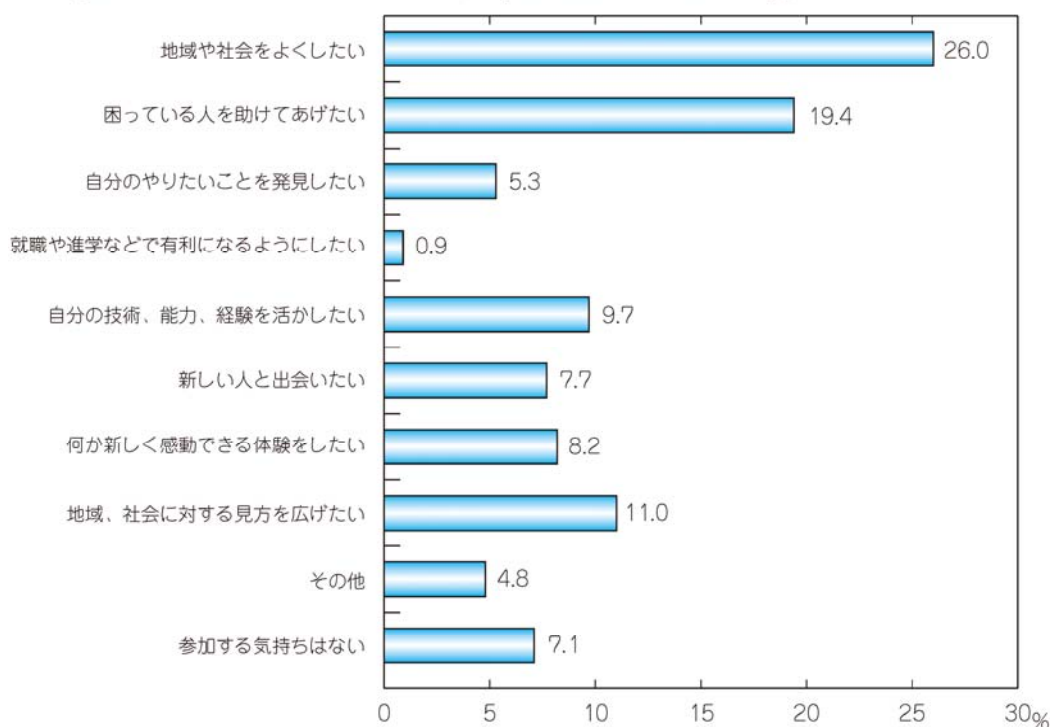
単純集計結果

①「地域社会をよくしたい」「困っている人を助けてあげたい」、などの奉仕の気持ちか、「地域、社会に対する見方を広げたい」「自分の技術、能力、経験を活かしたい」といった自己の啓発や能力の活用を、上回る。

前回調査との比較

②「地域や社会をよくしたい」が11%、「困っている人を助けてあげたい」が2.2%増加し、地域に対する期待や関心は高まっている。

【Q13 ボランティアへの参加動機(単数解答・全体集計)】

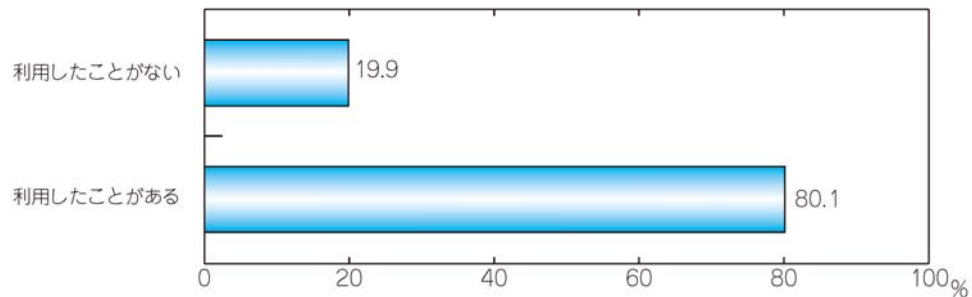


■ 地域活動について

【Q14】 地区の市民センターや公民館、または市民センターに併設されている地区福祉窓口を利用したことがありますか？

単純集計結果
①市民センターや公民館などを「利用したことがある人」80.1%、「利用したことがない人」19.9%であり、8割以上の方が利用した経験がある。
前回調査からの比較
②市民センターや公民館などを「利用したことがある人」が36.2%増加している。

【Q14 市民センター・公民館などの利用経験(単数解答・全体集計)】

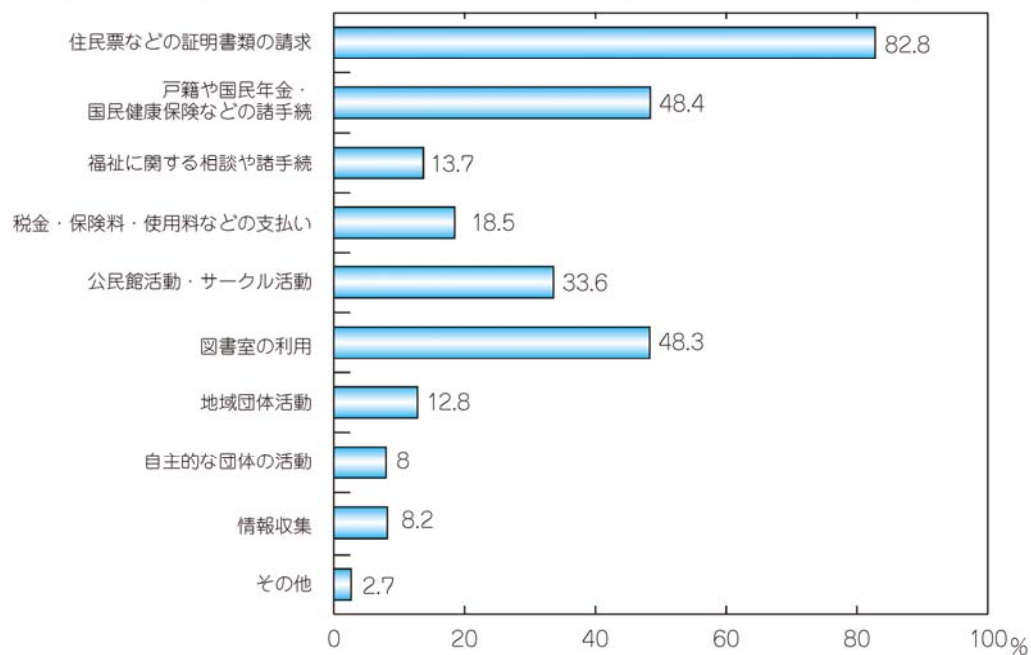


【Q15】市民センター・公民館を利用する目的は何ですか？

単純集計結果

- ①「住民票などの証明書類の請求」82.8%、「戸籍や国民年金・国民健康保険の諸手続き」48.4%など、行政の窓口機関としての利用が非常に多い。
- ②逆に市民活動などでは、あまり活用されていない。

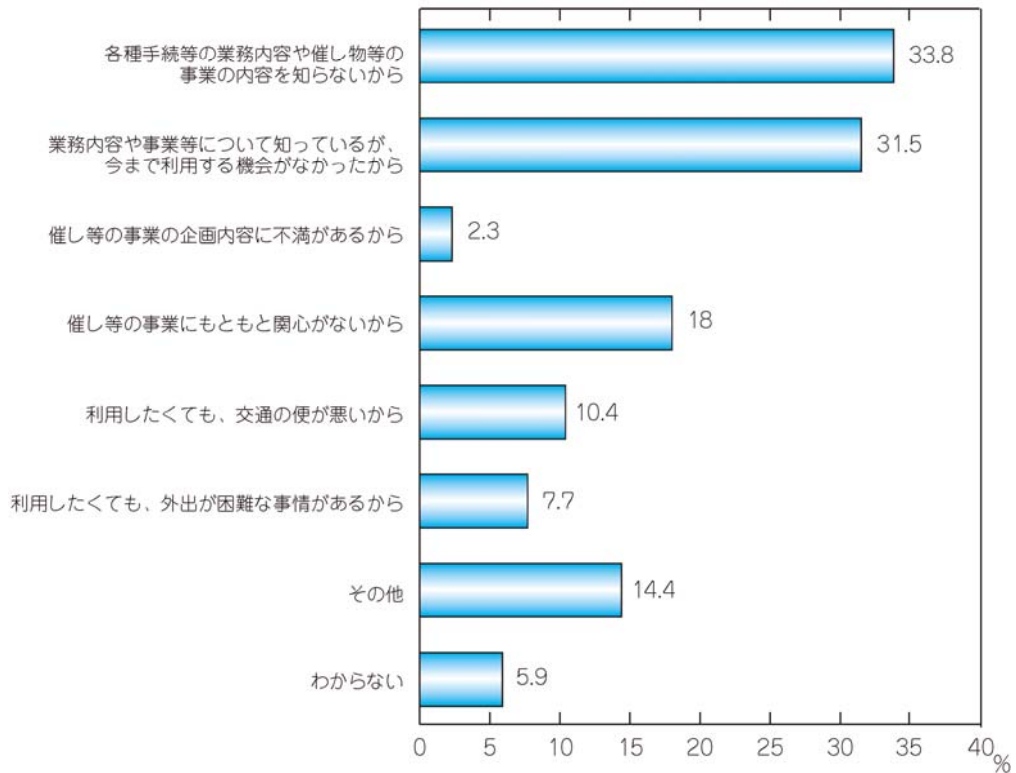
【Q15 市民センター・公民館などの利用目的(複数回答・全体集計)】



【Q16】 地区の市民センター・公民館を利用していない理由は何ですか？

単純集計結果
①利用していない理由としては、「業務内容や事業の内容を知らない」が 33.8%で最も高くなっているが、「利用する機会がない」31.5%、「事業に関心がない」18%、「交通の便が悪い」10.4%、「企画内容に不満」2.3%をあわせると 62.2%の人が業務や存在を知らずに利用していないことになる。
前回調査との比較
②「事業に関心がない」、「企画内容に不満」など、市民センター・公民館の事業内容について不満を持つ人が増えてきている。

【Q16 市民センター・公民館などを利用しない理由(複数回答・全体集計)】

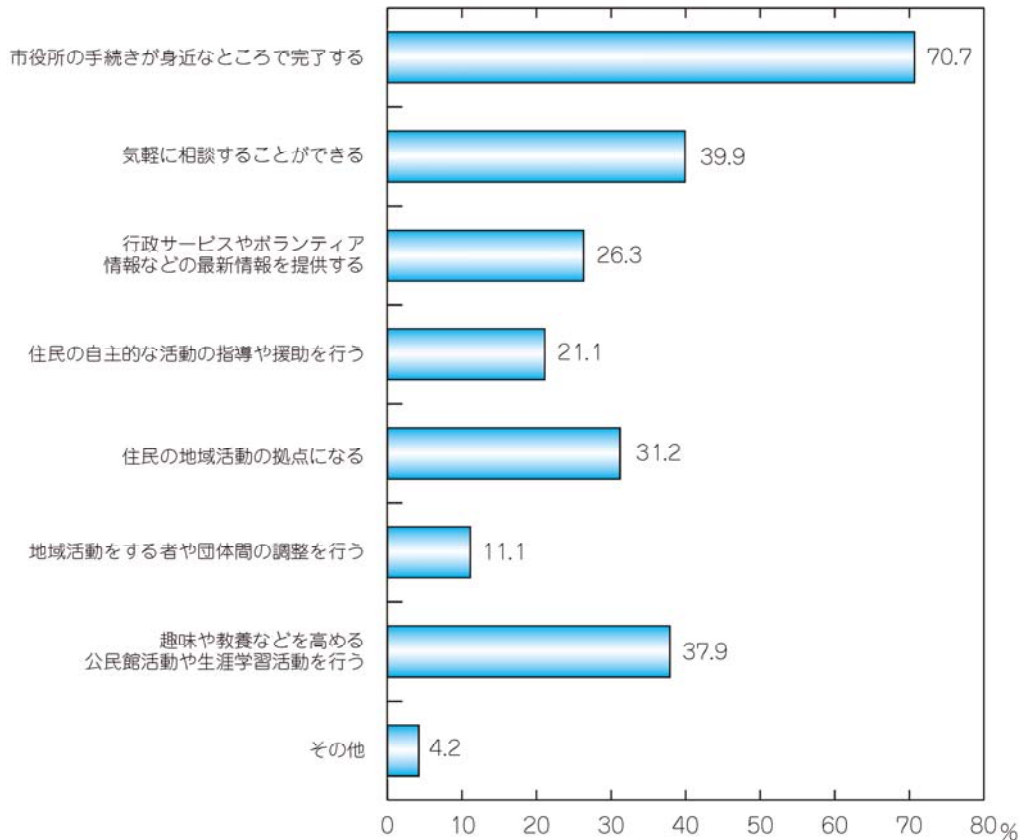


【Q17】地区の市民センター・公民館に何を期待しますか？

単純集計結果

①現在の利用目的でも最も多かった、「市役所の手続きが身近なところで完了する」が70.7%で最も多くなったが、「趣味や教養などを高める公民館活動や生涯学習活動を行う」が37.9%となり、市民の文化教育活動の中核となってほしいという期待がある。

【Q17 市民センター・公民館などへの期待(複数回答・全体集計)】



また、自由記述として、

- ①地域住民との接点を担う機関としてのサービスの充実を図ってほしい
- ②市民センターが中核となって、住民どうしの横のつながりができるよう、働きかけ、情報発信を行ってほしい。

といった意見が寄せられました。

第 12 章 地域福祉計画推進委員会

（所掌事務）

第 66 条 地域福祉計画推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （１）地域福祉計画の策定及び推進に関すること
- （２）地域福祉施策の推進に必要な事業に関すること
- （３）関係施設・機関及び団体等の情報交換に関すること

（組織）

第 67 条 地域福祉計画推進委員会の委員は、21 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （１）市民
- （２）総合委員会の中から選出された者
- （３）学識経験者
- （４）福祉施設等の代表
- （５）自治会・福祉関係の地域団体、ボランティア・NPO 等の団体の代表
- （６）市社会福祉協議会・民生委員児童委員・PTA 等の代表
- （７）前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

（委員の任期）

第 68 条 委員の任期は、2 年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

（委員長及び副委員長）

第 69 条 地域福祉計画推進委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、地域福祉計画推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第 70 条 地域福祉計画推進委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

（庶務）

第 71 条 地域福祉計画推進委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉課において総括し、及び処理する。

資料編・藤沢市地域福祉計画推進委員会委員名簿

【◎は委員長 ○は副委員長】

選出区分	氏名	選出母体等
保健福祉推進総合委員会	あさの 浅野 朝子	総合委員会委員（民児協会長）
	いしごし 石腰 たかし 隆	総合委員会委員（湘風園指導員）
学識経験者	◎ いしわた 石渡 かずみ 和実	東洋英和女学院大学教授
	てらい 寺井 すみこ 澄子	元児童相談所職員・現スクールカウンセラー
	すずき 鈴木 しんいちろう 紳一郎	藤沢湘南台病院院長
高齢者関係	ささき 佐々木 かつじ 勝二	藤沢市老人クラブ連合会会長
	あべ 阿部 みつひろ 充宏	ラポール藤沢施設長
障害者関係	とだか 戸高 ひろみち 洋充	藤沢ひまわり常任理事
	やしお 八十島 きよたか 清隆	太陽の家藤の実学園園長
児童関係	きむら 木村 よりこ 依子	子育て支援グループゆめこびと
	みつはし 三觜 ゆみこ 由見子	藤沢市こども会連絡協議会長
市民代表	みずまき 水巻 ふじえ 藤江	公 募
	ふるだて 古館 まさゆき 昌幸	公 募
	こすげ 小菅 ふみお 文夫	長後地区自治会連合会副会長
	はつとり 服部 みち子	ワーカーズコレクティブ実結（NPO）
	こばやし 小林 かずお 一夫	シェイクハンズ遠藤代表（ボランティア）
	のぶなが 信永 けいこ 圭子	バリアフリーマップを作ろう会（ボランティア）
社協関係	やまだ 山田 さかえ 榮	藤沢市社会福祉協議会会長
	○ きたじま 北島 れいじ 令司	鶴沼地区社会福祉協議会会長
	いちのせ 一瀬 のぶや 信也	藤沢西部地区社会福祉協議会会長
民生委員児童委員	みつはし 三觜 ただし 忠	市民生委員児童委員協議会監事
	21 人	



発行：2009年（平成21年）3月
藤沢市保健福祉部保健医療福祉課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL. 0466-50-3518 FAX. 0466-50-8411
E-Mail. hukusi2@city.fujisawa.kanagawa.jp